

法政大学短期海外研修制度奨学金給付規程

規定第 1 4 0 1 号

（目的）

第 1 条 法政大学（以下「本学」という。）は、夏季及び春季休業期間に実施される海外留学・海外研修プログラムへの学生の参加を促し、その後の更なる国際交流活動や語学学習を動機づけるため、「法政大学短期海外研修奨学金」（以下「本奨学金」という。）を設立し、給付する。

（資金）

第 2 条 本奨学金は、後援会からの寄付金を財源とする。

（給付額）

第 3 条 本奨学金の給付額は、日本学生支援機構(JASSO) 海外留学支援制度（協定派遣）の月額と同額とする。

2 本奨学金は、第 1 2 条に定める場合を除き、返還を要しないものとする。

（採用人数）

第 4 条 本奨学金の給付人数は、各年度 1 0 0 名程度とする。ただし、第 2 条で定める資金の範囲内とする。

（給付時期）

第 5 条 本奨学金は、所定の手続きを経て学生に給付する。

（資格）

第 6 条 本奨学金に出願できる者は、以下のプログラムに参加する本学学部生とする。

（1）短期語学研修

（2）グローバルシナジー・プロジェクトによる海外研修プログラム

2 本奨学金の受給は在学中 1 回限りとする。

（申請手続）

第 7 条 本奨学金に出願する者は、海外研修の開始前に所定の書類をグローバル教育センターに提出しなければならない。

2 手続の詳細については、出願要項等において別に定める。

（審査及び決定）

第 8 条 本奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）は、グローバル教育センター長が審査を行い、職務権限規程に基づき決定する。

（届出）

第 9 条 奨学生は提出した書類の内容に変更が生じた場合には、直ちに届け出なければならない。

（辞退）

第 1 0 条 奨学生は、本奨学金の辞退を申し出ることができる。

（取消）

第 1 1 条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められた場合は、グローバル教育センター長の承認を経て、職務権限規程に基づきその資格を取り消すことができる。

（1）海外研修への参加を取りやめたとき。

（2）海外研修先から発行される修了書や成績書にて、研修先の合格基準を満たさなかったとき。

（3）海外研修参加年度に退学又は除籍されたとき。

（4）その他奨学金受給者として適当でないと認められたとき。

（返還請求）

第12条 本学は前条の定めるところにより奨学生の資格を取り消した者に対し、給付した本奨学金の全額返還を求めることができる。

(併給)

第13条 本奨学金と他の学内の留学に関する奨学金は併給不可とする。

(所管)

第14条 本奨学金に関する事務はグローバル教育センター事務部が行う。

(改廃)

第15条 本規程の改廃は、グローバル教育センター会議の議を経て、職務権限規程に基づき行うものとする。

付則

1 この規程は、2025年2月4日から施行する。